

低炭素社会構築に向けた取組の本格化と自然共生社会づくり

～ 平成 20 年度環境省予算案 ～

環境委員会調査室 なかむら よういち 中村 陽一

1. はじめに

政府は、2007(平成 19)年 12 月 24 日、平成 20 年度予算案を閣議決定した。一般会計の歳出総額は 83 兆 613 億円(対前年度比 0.2 %増)、特別会計の歳出総額は 368 兆 4,477 億円となった(対前年度比 1.7 %増)。うち、2008(同 20)年度環境省予算案の規模は、一般会計で 2,197 億円(対前年度比 99.9%)となり、ほぼ前年度並みの額が確保されるとともに、特別会計は、エネルギー特別会計として 402 億円(対前年度比 119.5 %)が計上された。

平成 20 年度における環境省の施策では、「世界の温室効果ガスを 2050 年に半減する」温暖化対策の長期ビジョン「美しい星 50」や我が国が取り組むべき環境政策の方向や今後の世界の枠組みづくりへの指針として策定された「21 世紀環境立国戦略」(2007 年 6 月閣議決定)に基づき、「低炭素社会」、「自然共生社会」及び「循環型社会」の構築に向けた統合的な取組が展開される。

我が国は、G 8 サミットの議長国として、2008(平成 20)年 5 月の G 8 環境大臣会合、同年 7 月の北海道洞爺湖サミットを控えて、低炭素社会づくりに向けた長期ビジョンを取りまとめ、さらに、ビジョン実現のため「低炭素で成長する日本モデル」を構築し、世界へ発信することとしている。

2008(平成 20)年から我が国における温室効果ガスの総排出量を 1990 年比 6 %削減するとの数値目標を課した京都議定書の第一約束期間(2008 年～ 2012 年)が始まるが、我が国では、数値目標の達成に向けての対策を盛り込んだ「京都議定書目標達成計画」(2005 年 4 月閣議決定)(以下「目標達成計画」という。)に基づき、あらゆる分野での温暖化対策に取り組んできた。しかしながら、CO₂を中心とする温室効果ガスの総排出量の伸びに歯止めがかからず、第一約束期間における数値目標達成は非常に困難な状況となっている。

環境省では、平成 19 年度中に目標達成計画を見直すとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)の改正等を通じて、あらゆる部門における温暖化国内対策を加速化した「低炭素社会」づくりへの取組を本格化させる。

本稿では、政府が掲げる低炭素社会づくり並びにそれを支える革新的技術開発に関する施策及び生物多様性保全に関わる施策を中心として環境省の施策を検証する。

2. 平成 20 年度環境関係予算及び税制改正

(1) 環境関係予算

当初予算の閣議決定後に公表される環境関係予算として、環境保全経費と京都議定書目標達成計画関係予算がある。

ア 環境保全経費

2008（平成 20）年 1 月下旬に公表された 2008 年度環境保全経費は、総額 2 兆 2,141 億円となり、前年度当初予算と比べ 1,192 億円、5.7 %の増となっている。そのうち地球環境の保全に関する予算案は、総額 6,232 億円となり、前年度当初予算と比べて 1,568 億円、33.6 %の増となった。同予算案を内容別にみると地球温暖化対策が前年度比 34 %増の 6,008 億円となり、全体の 96 %を占めている。環境保全経費の府省別内訳は、国土交通省 1 兆 695 億円、農林水産省 3,809 億円、経済産業省 3,193 億円、環境省 2,240 億円などとなっている。

イ 京都議定書目標達成計画関係予算

2005(同 17)年 4 月の目標達成計画の閣議決定を受け、2006(同 18)年度予算より京都議定書目標達成計画関係予算（以下「目標達成計画予算」という。）が取りまとめられている。2008 年度の目標達成計画予算は 2008（同 20）年 2 月上旬に取りまとめられる見込みである。本稿執筆時に確定していないので、概算要求時の資料に基づき参考数値として掲げる。関係府省全体の 2008 年度目標達成計画予算概算要求額は、対前年度比 18 %増の総額 1 兆 4,122 億円であり、その内訳として「京都議定書 6 %削減約束に直接の効果があるもの」5,956 億円、「温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの」3,409 億円などが要求されている。

（ 2 ）平成 20 年度環境関係税制改正

環境関係の税制改正においては、以下のような結果となった。

ア 環境税

ガソリン、軽油等の化石燃料に対し課税し、その税収を温暖化対策に充てることを目的とする環境税の構想が、税制改正要望として 2005（平成 17）年以降掲げられてきているが実現に至っていない。近年、原油・ガソリン価格が高騰し、地球温暖化対策を目的とした新税を導入し、この上更なる負担を事業者や消費者に転嫁することは、理解が得られにくくなっている。

2008(平成 20)年度税制改正大綱でも、「環境税については、来年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。」とされ、導入が見送られた。

イ バイオ燃料関連税制の創設

エコ燃料（バイオマス由来燃料）の普及を加速化させるため、揮発油等の品質の確保等に関する法律の改正による所要の制度整備（業者登録制度の導入、品質確認義務の導入）を踏まえ、バイオエタノール混合ガソリン（E 3 及び E T B E 混合ガソリン）に係る揮発油税・地方道路税のうち、バイオエタノール分の非課税措置が創設さ

れた（平成 20 年度から 5 年間）。

しかしながら、バイオディーゼル燃料（BDF）混合軽油に係る軽油引取税のうち、BDF 分の非課税措置については見送られた。

ウ 住宅省エネ改修促進税制

省エネ住宅の普及に向けてリフォームを促進する観点から、断熱工事等の省エネ改修工事における住宅ローンにつき、一定基準以上の省エネ性能を備えるものについて所得税を軽減する措置や一定の省エネ改修工事についての固定資産税の軽減措置が盛り込まれた。

エ その他

自動車の低公害化、低燃費化を促すため、自動車税の特例措置及び自動車取得税の見直し、鳥獣被害防止対策の推進のための狩猟税の優遇措置等が盛り込まれた。

3. 「低炭素社会づくり」に向けての温暖化対策

（1）我が国の温暖化の現状及び基準年比 6 %削減に向けての対策

ア 我が国の温暖化の現状

2006（平成 18）年度の我が国の温室効果ガスの総排出量（速報値）は、13 億 4,100 万二酸化炭素トン（t-CO₂）となり、京都議定書の基準年（1990 年）の総排出量（12 億 6,100 万（t-CO₂））と比べ、6.4 %上回っている。

主として家庭及び民生、業務部門を中心に温室効果ガス排出量の伸びが続いており削減に向けての実効性のある対策が必要となっている。

イ 目標達成計画の評価・見直し

目標達成計画では、第一約束期間の前年（2007 年）度に対策・施策等の評価・見直しを行い、必要な対策・施策を翌 2008 年度から講ずることとしている。

中央環境審議会・産業構造審議会合同会合による評価・見直し作業が 2006 年 11 月から開始され、2007 年 9 月に中間報告が提出された。その中で目標達成計画における対策の評価が行われ、「我が国の地球温暖化対策は前進しているものの、現状では対策が十分に進捗しているとは言えない」とし、既存対策を加速化・強化する必要性を明らかにしている。さらに中間報告では、2010（平成 22）年度における温室効果ガス排出量を 12 億 7,300 万～12 億 8,700 万（t-CO₂）と見積もり、現行の目標達成計画で推移した場合には、2010 年度に 2,000 万～3,400 万（t-CO₂）の不足削減量が生ずるとの推計値を示した。

合同会合での計 30 回に及ぶ審議の結果、2007 年 12 月に「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告（案）」（以下「最終報告案」という。）が取りまとめられた。最終報告案には 6 %削減を達成するための追加対策として、産業界の自主行動計画における削減目標の引上げやクールビズなどの国民運動を中心とした対策が盛り込まれ、これら追加対策により合計で 3,500 万～3,600 万（t-CO₂）の削減が可能との見通しが示された。最終報告案は、これらの追加対策につき「各部門にお

いて、国、地方公共団体を始め、各主体が対策に全力で取り組むことにより、京都議定書の6%削減目標は達成し得る」と結論づけている。

しかしながら、最終報告案には、排出削減に有効とされる国内排出量取引制度、環境税等の経済的手法や新エネルギーの抜本的強化対策がほとんど盛り込まれておらず、産業界の自主行動計画やクールビズ等の国民運動に追加削減量の過半を委ねることとなり、自主的自発的な省エネ対策頼みの感がある。環境大臣からは記者会見の場で、「これだけやれるという予想はできるが、実際にそれが実現できるのかということとはまた別だと思っている」と慎重な見方が示され、追加対策における排出削減の実現性に疑問が投げかけられた。評価・見直しに関わった審議会委員の一部からも「国民運動の削減効果など追加対策は根拠がなく、検証も出来ない。実効性が担保されない。地球温暖化対策に危機意識が乏しい」などの批判が出されている。

ウ 家庭部門における排出削減対策

家庭部門における排出削減対策では、国民個々の自発的な環境行動を促す施策に重点が置かれている。省エネ製品への買換え促進や国民一人ひとりの環境行動を促す「エコポイント」、「CO₂見える化」、「カーボン・オフセット」等の取組の普及拡大、高断熱化等による低炭素型住宅の普及促進など排出削減対策をさらに強化する。

a 省エネ製品への買換え等の環境行動促進

省エネ製品への買換え事業については、メーカー等がその効果を伝える普及啓発活動を行ってきたものの、買換えが進んでいない。買換え促進に向けての取組として「省エネ家電普及促進フォーラム」が設立され、統一省エネラベルによる情報提供や政府広報等を実施している。買換えをめぐっては、2007（平成19）年12月、政府がメーカーに対し、消費電力が多くエネルギー効率の悪い白熱電球の製造を中止し、消費電力が少なく長持ちする電球型蛍光灯への切替を協力要請するとの動きが一部の報道で伝えられた。切替期間については「3年以内」とする案も示されているが、価格差や普及率の差から一律切替が果たして順調に進むのかどうか、慎重な見方もある。

その他、エコポイント等環境配慮行動の多寡に応じた経済的なインセンティブを付与する取組の普及、温室効果ガス排出量の可視化（見える化）の検討、「カーボン・オフセット」（日常生活において生ずる最小限度のCO₂排出量を排出量に見合ったCO₂削減活動への投資等により埋め合わせる考え方）の検討が行われ、モデル事業実施等の経費が計上されている。

b エコ住宅の普及促進

家庭部門における排出削減の一環として、省CO₂効果の高いエコ住宅の普及を図る。新築に比べてリフォームによる省エネ改修が立ち後れていることから、「コンソーシアム」（仮称）を立ち上げ普及啓発を推進する。なお、住宅の省エネ改修については、2008（同20）年度税制改正により所得税・固定資産税における税制上の優遇措置が創設される。

c 1人1日1kg CO₂削減国民運動

「美しい星 50」で示された1人1日1kg CO₂削減キャンペーン（温室効果ガス排出抑制に向けてのチャレンジ運動行動宣言）について、運動への参加を広く国民に募る。また、企業部門の排出削減を進めるため取組の優秀な企業に対する表彰認定制度を導入するなど差別化を推進する。

エ 業務部門における排出削減対策

業務部門での削減対策としては、温対法改正による「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」に加え、温室効果ガス排出量の特に多い事業者が自ら目標を設定して排出削減に取り組む「自主行動計画」が実施されている。

a 温対法の見直しによる排出削減対策の強化

「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」は、温対法に基づき、一定量以上の温室効果ガスを排出する者（特定排出者）に対し国への排出量の算定報告を義務付け、国が報告されたデータを集計公表する制度であり、2006（平成18）年4月から施行されている。しかしながら同制度には特定排出者としての裾切り基準があり、一部の企業しか対象にしていない。制度導入後も業務部門の温室効果ガス排出量の伸びが続いており、さらなる実効性のある対策が求められている。環境省では温対法を改正し、算定報告を行う対象業種の拡大、業種毎の排出抑制指針の策定、取組が著しく不十分な事業者に対する勧告公表制度を盛り込む方針である。

b 自主行動計画の削減目標引上げによる追加削減対策

目標達成計画では、温室効果ガスを相当程度多く排出する事業者に対し、自主行動計画の策定を促しており、経済産業省では1998（平成10）年度から自主行動計画のフォローアップを実施している（2006年度より環境省も参加）。2007（同19）年11月に出されたフォローアップ結果によれば、2006（同18）年度実績で、フォローアップ対象業種39のうち目標達成業種は25業種に達し、そのうち18業種が削減目標引上げを実施した。目標引上げに伴う追加削減効果は1,573万（t-CO₂）を見込んでおり、2006年度に目標を引き上げた8業種の削減効果を加えると、追加削減効果は1,800万（t-CO₂）に達する見込みである。目標引上げに伴う追加削減効果は、目標達成計画の評価・見直しに係る排出削減量の追加対策としてカウントされている。

自主行動計画については、目標指標と目標水準の設定が業界の自主性（裁量）に委ねられ業界の都合で指標と内容が選択されている、努力した事業者・事業所が報われず他の業界や同業他社の削減に期待しフリーライダーを許す仕組みである等の問題点が指摘されている。

環境省では、産業・業務部門における実効的な排出削減対策として、モデル性の高い率先的な取組への支援を行うため、新技術導入を促す補助費用（19億円）を計上するほか、欧米での排出量取引制度導入に倣って、我が国での国内排出量取引制度導入に向けての検討経費（2億5,000万円）や2005年度から開始されている自主参加型国内排出量取引制度の拡大に向けての支援措置（30億円）を講ずる。

オ 京都メカニズムのクレジット取得

目標達成計画では、国内対策に最大限度力してもなお目標達成に不足すると見込まれる差分（1.6 % = 5 年間で約 1 億（t-CO₂）については、排出量取引等の京都メカニズムの活用により対応することとしている。議定書の約束達成のためには、政府がクレジット（排出枠）を取得する必要がある、クレジット取得事業は、クレジット取得に要する期間や専門的知識を要することなどから、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に委託して実施されており、必要量のクレジット取得に要する費用（対前年度比約 2 倍となる 160 億 8,100 万円）を計上した。

「美しい星 50」でも触れられたように、クレジットの確実な取得に向けて途上国において公害対策と温暖化対策とを相乗的・一体的に進める「コベネフィット」対策を実施することとし、そのための調査費用（12 億 7,000 万円）を計上した。

行政主導による主体的・戦略的な研究開発を推進するため、コベネフィット対策関連案件を、予め環境省が課題を設定して細部を公募するトップダウン型の「戦略指定研究」の課題として追加した（戦略指定領域に 2 億 4,000 万円を計上）。

カ 森林吸収源対策（農林水産省予算案に計上）

目標達成計画では京都議定書の削減目標 6 % のうちの 3.8 % 分（1,300 万炭素トン）を森林吸収でまかなうこととしており、目標達成のためには、2007(平成 19)年から 2012(同 24)年の 6 年間で毎年 20 万 ha の森林の追加整備が必要となり、財源確保が課題となっている。初年度（平成 19 年度）は、18 年度補正予算と併せて 23 万 ha の整備に相当する 765 億円を確保し、引き続いて 2 年目（平成 20 年度）は、19 年度補正予算と併せ、20 万 ha を超す（概ね 21 万 ha）追加整備に必要な予算 546 億円を確保した。新たな取組として、非公共事業を活用した民間資金の活用、事後精算という新たな方式により高齢級間伐を推進する。税制改正要望事項として、環境省と農林水産省は、森林吸収目標達成に向けた森林の追加整備に充てるため、化石燃料等への課税を行う環境税の導入を挙げているが、平成 20 年度税制改正大綱では引き続き検討することとされ、導入が見送られた。

キ 再生可能エネルギーの拡大

温室効果ガス総排出量の 9 割がエネルギー起源の CO₂ となっていることからその排出削減が必要とされ、省エネ、新エネ等の普及拡大が必要とされている。しかしながら、目標達成計画における新エネルギーの導入目標 1,910 万キロリットル（kL）に対し、2004（平成 16）年度では 60 % 程度の達成率にとどまっており導入が進んでいない。エネルギー対策の観点から、バイオマスエネルギーは CO₂ を発生させない再生可能エネルギーとして期待されており、導入加速化が急務となっている。

政府は、2007 年 2 月に、国産バイオマス燃料（以下「バイオ燃料」という。）の普及拡大に向けて、現在 30 kL 程度の年間生産量を 2030 年度にはガソリン全消費量（6,000 万 kL）の 1 割に当たる年間 600 万 kL まで引き上げる目標を掲げた。低炭素社会づくりに当たっては、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの飛躍的普及が欠かせない。環境省では「バイオマスエネルギー導入加速化戦略」等の施策を通じてバイオ燃料の普及に努めており、バイオ燃料関連税制の創設ともあいまって、

第一約束期間中に全国で3～4万kL程度の普及を目指している。このため、地域におけるバイオ燃料の生産利用拠点づくりに向けて支援措置を講ずるほか、E3導入の大規模実証実験や製造給油施設への支援を行う。

(2) 「2050年半減」の長期目標実現に向けた日本発の低炭素社会づくり

ア 「低炭素で成長する日本モデル」の構築

北海道洞爺湖サミット及びG8環境大臣会合でのイニシアティブ発揮のため、排出量半減への工程表となる低炭素社会づくりに向けた「長期ビジョン」を取りまとめ、我が国から提案する。環境省では、ビジョン実現のため「低炭素で成長する日本モデル」を構築し、発信する。

イ 低炭素社会実現に向けた社会システムの変革

生活の豊かさの実感とCO₂排出削減を同時に達成する社会の実現を目指し、都市構造や社会システムの変革にまで踏み込んだ対策を進める。具体的には、環境負荷の少ないコンパクトシティの実現に向けての地域支援、環境的に持続可能な交通の実現を目指す先導的な地域でのモデル事業実施、モデル地区の街区全体や複数の建物全体を対象としたCO₂排出量削減対策の実施、ヒートアイランド現象緩和のための緑化対策等の事業が行われる。

(3) 低炭素社会を支える革新的技術開発

低炭素社会づくりを進めるには、既存の対策技術に加え、新たな対策技術の開発導入が必要不可欠となる。環境省では、地域に即したバイオマス資源総合利活用システムの構築、省エネ対策やE10の活用を含む再生可能エネルギー導入等の地球温暖化対策技術について、基盤技術の開発で実績のある企業等を公募により選定し、開発を推進する。

ア 「エコイノベーション」の推進

「エコイノベーション」とは、「ものづくり」と「環境・省エネ」の技術力をテコに、生産システム・社会インフラ・国民生活にわたるあらゆる局面を変革する統一コンセプトであり、「21世紀環境立国戦略」でもその推進が掲げられている。

経済産業省では、産業技術関連予算案で研究開発プログラムの重点項目として位置付けており、推進経費（一般会計41億円、特別会計629億円）とともに環境整備に要する経費（一般会計4億円）を計上している。

イ 二酸化炭素海底下地層貯留（CCS）

事業所等から排出されたCO₂を海底下の地層に封じ込めるCCSは、地球温暖化対策として重要なオプションと位置付けられ、海底下廃棄に係る許可制の創設等の措置が盛り込まれた海洋汚染等防止法の改正が2007（平成19）年5月に成立した。陸域での実証実験が新潟県長岡市で実施されている。海底下のCCSに係る環境影響評価やモニタリング手法の高度化に関する技術開発のための所要経費（2億円）を計上するとともに、経済産業省でも資源エネルギー関連予算案に29億円を計上している。

(4) 地球環境研究の推進(低炭素社会の実現、地球温暖化への適応対策)

低炭素社会に向けて、今後必要な取組についてのシミュレーション等により、CO₂排出量の少ない環境モデル都市や自然共生の姿を提示する等の社会変革を進める研究を行う。公募方式により研究課題の採択が行われ、課題の重点化が行われる。同一の地球環境研究総合推進費の下で、地球温暖化への適応対策の研究が行われる。研究経費については、地球環境研究総合推進費(競争的資金)に2つの特別募集枠が設定され、低炭素社会関係予算(3億5,000万円)と適応対策関係予算(1億5,000万円)を計上している。

4. 生物多様性の保全を通じた自然共生社会づくり

(1) 生物多様性保全に関わる施策

ア 第三次生物多様性国家戦略の策定及びCOP 10の日本招致に伴う対応

生物多様性保全に関する国際的な取組を行う生物多様性条約では、2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという「2010年目標」を掲げて包括的な施策を講じてきている。しかしながら、同条約事務局が行った世界の生物多様性状況の評価結果(GBO)では、目標達成は困難な状況である。

生物多様性国家戦略は、生物多様性条約に基づき生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的考え方と政府の施策を体系的に示した計画である。概ね5年を目途に定期的な見直しが行われており、過去2回の見直しが行われた。

「第三次生物多様性国家戦略」(2007年11月閣議決定)(以下「第三次国家戦略」という。)は、生物多様性から見た国土のグランドデザインを「100年計画」(過去100年の間に破壊してきた国土の生態系を100年かけて回復する)として示すとともに、今後約5年間で取り組むべき課題として4つの「基本戦略」(生物多様性の社会への浸透、地域における人と自然の関係の再構築、森・里・川・海のつながりの確保、地球規模の視野を持った行動)を掲げた。今回初めて、生物多様性の認知度を30%から50%以上とする、ラムサール条約湿地を10か所増やす等の数値目標が盛り込まれた。

我が国としては、2010(平成22)年の生物多様性条約第10回締約国会議(以下「COP 10」という。)の日本への招致を契機とし、先駆的な取組を地球的な視野の下に行うとともに、COP 10での次期世界目標の採択に向け議論をリードすることが期待されている。このため世界に先駆け、我が国の生物多様性の状況に関する総合評価を実施するとともに、地球温暖化等の生態系変化を迅速に把握し予防的対策を進めるため、生態系総合監視システムを構築することとした。

イ 自然共生社会づくりに向けての取組

第三次国家戦略を実現するに当たっては、保全再生活動の促進と生物多様性への国民の理解が重要になる。各地域で行われている希少動植物種の保護増殖、鳥獣保護管理等の積極的な取組を支援・推進するため、保全再生活動を行っている地域協議会に対し支援措置を講ずる(10か所計1億円)。支援経費については、概算要求時に交付

金を要求したが、予算案では委託費及び活動支援費となった。

生物多様性の重要性について国民の理解を深め参加を促すため、官民パートナーシップ組織の設立による民間参画の推進、地方版生物多様性戦略の手引き・企業活動ガイドラインの策定等による「いきものにぎわいプロジェクト」を実施する。

自然の恵み豊かで多様な生物が生息する里地里山の保全再生については、「21 世紀環境立国戦略」で、自然共生の智慧の再興と発展による自然共生社会づくりを進めるべく、里地里山を例に「SATOYAMAイニシアティブ」として世界に向け提案し、「未来に引き継ぐ里地里山」のために必要な施策を講ずべきとした。

同戦略を受け、未来に引き継ぎたい重要な里地里山の選定を進めるとともに、バイオマスや環境教育等の地域資源の新たな利活用、希少種保護等への多様な主体の参加促進を通じ、地域の自律的な取組が進む仕組みを再構築する検討経費（1 億 2,600 万円）を計上している。

鳥獣の生息域の拡大に伴い生態系や農林水産業への被害が深刻化しており、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（鳥獣被害防止特措法）が第 168 回国会で制定されるなど鳥獣保護管理対策が強化されている。しかしながら一方で狩猟者等の鳥獣保護管理の担い手が減少しており、人材育成・確保のため、研修の実施や猟区での狩猟者育成を図るための事業費（5,000 万円）を計上している。

（２）ペットフードの安全確保対策

飼養動物については海外で有害化学物質を含有したペットフードによる犬猫の死亡事故が発生している。これを受けて我が国においても、環境省と農林水産省両省合同による研究会が設置され、同研究会からは「法規制導入が必要」との中間報告が出されている。飼養動物の安全・健康保持に関する一般飼養者向けガイドラインの作成と普及啓発等の経費（1,000 万円）を計上している。

（３）サンゴ礁等の海洋環境保全及び湿地保全対策

2007（平成 19）年 4 月に成立した海洋基本法を受けて、我が国の海洋生物多様性の情報収集・整備及び保全戦略の策定が行われるとともに、自然公園内における海域の保全強化に取り組む。

サンゴ礁保全のための国際的枠組みである「国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）」では、2008（同 20）年を「国際サンゴ礁年」としている。ヨハネスブルグ・サミットで代表的海洋保護区ネットワークの構築についての「2012 年目標」が採択されたことを踏まえ、生物多様性条約等の国際会議においてネットワーク化の重要性が指摘されており、我が国で「サンゴ礁保護区ネットワーク」構築に向けての取組が進められる。

また、水鳥の生息地である湿地保全に向けての取組を世界規模で進めるラムサール条約第 10 回締約国会議が 15 年ぶりにアジア地域（韓国）で開催されることなどを受け、アジア太平洋地域における海洋保護や湿地保全、渡り鳥保護の強化を図るため、サンゴ礁や渡

り鳥保全のネットワーク構築のための所要経費を計上している。

５．その他

（１）地域循環圏の基盤整備の推進等

中央環境審議会での循環型社会形成推進基本計画（循環基本計画）見直しの過程で、バイオマス系資源等地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、金属資源等地域での循環が困難なものについては循環の輪を広域化させていく「地域循環圏」の考え方が示されている。その形成には、他地域での取組についての情報共有が不可欠であり、地域における優良事例を普及させるためのシンポジウム開催等の支援措置を講ずる。

廃棄物処理施設整備では、施設の有効活用・長寿命化に重点を置き、既存最終処分場の延命化促進のための再生事業（廃棄物の減容事業）を拡充するとともに、老朽化した廃棄物処理施設の耐震改修を推進する。

（２）３Ｒを通じた国際的な循環型社会構築の推進

北海道洞爺湖サミットやG8環境大臣会合に向け、３Ｒイニシアティブ閣僚会合で決定された「ゴミゼロ国際化行動計画」の見直しと実施、東アジア循環型社会ビジョン策定に向けての調査費を３Ｒイニシアティブ国際推進費（１億2,300万円）に新規計上している。

（３）水環境保全に向けての日本の環境技術の活用

日本が中心となって提唱した国連の「国際衛生年（2008年）」では、人間の生存に不可欠な安全な飲料水とトイレや下水処理の普及等基本的な衛生施設へのアクセスを向上させる世界規模での取組が進められる。「21世紀環境立国戦略」では、日本発の優れた技術である合併処理浄化槽の普及、水の高度処理に当たっての膜処理技術及び漏水率が低く効率的といった特徴を持つ日本の水道技術等の展開等の具体的貢献策を示している。

日中環境協力共同声明（2007年4月）で水質汚濁防止に関する協力が盛り込まれたことを受けて、工場等の点源からの排水対策に加え、飲用水源地等周辺地域の面源対策が必要となっており、低コストな分散型排水処理施設や浄化槽などの水管理技術に係るモデル事業の実施とともに現地に合った水環境管理体系の構築を行う「日中水環境パートナーシップ」を推進する。推進に向け整備及び調査費用等（１億9,100万円）を計上している。

2007（平成19）年12月下旬に開催された日中首脳会談では、先進的な環境技術情報を共有するための「環境技術情報プラザ」の設置、環境・エネルギー分野での人材育成推進を目的とした1万人規模の研修プロジェクトの実施等、環境分野で10項目にわたる協力が合意された。なお、2007年度をもって終了する対中円借款に代わる新たな資金供与の枠組みとして、中国側から環境・省エネ事業を共同支援する「日中環境基金」設立についての提案がなされた。